

職員の高齢者部分休業に関する条例

令和4年11月1日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業については、条例又は規則で別に定める場合を除くほか、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年埼玉県条例第30号）の例による。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により市町村から派遣されている職員にあっては、当該職員の派遣をした市町村の高齢者部分休業について定めた条例の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。